

富山大学芸術文化学部学部長候補者の推薦に関する細則

平成18年12月14日制定
平成19年4月1日改正
平成23年3月4日改正
平成28年6月8日改正
平成30年11月14日改正
令和3年3月30日改正
令和5年3月29日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、富山大学学部長選考規則第5条の規定に基づき、芸術文化学部学部長候補者（以下「学部長候補者」という。）の推薦に関し必要な事項を定める。

(推薦人数)

第2条 学長に推薦する学部長候補者の人数は、2人又は3人とする。

(推薦方法)

第3条 学部長候補者の推薦は、芸術文化学部教授会（以下「教授会」という。）における投票の結果に基づき、教授会が行う。

2 投票は、教授会の構成員が行うものとする。

(学部長候補者の推薦に関する委員会)

第4条 教授会は、学部長候補者の推薦に当たり、学部長候補者の推薦に関する委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

2 推薦委員会は、教授会構成員のうち、准教授、講師又は助教の中から互選された3人の委員をもって組織する。

3 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 推薦委員会は、次の事項を管理する。

- (1) 候補者の推薦受付方法の通知及び受け付け
- (2) 受け付けた候補者氏名の公表
- (3) 投票日時・場所・投票方法に関する通知
- (4) 受け付けた候補者の教授会報告
- (5) その他候補者受付に関する事務について

(推薦の受付)

第5条 学部における学部長候補者推薦の受付は、別に定める日時・場所において行うものとし、立候補又は推薦（自薦、他薦は問わない。）により次の各号に掲げる条件をすべて満たす者について受け付けるものとする。

- (1) 富山大学学部長選考規則第4条に定める学部長候補者としての資格を有する者
- (2) 学部長に就任する意思のある者

2 前項の規定により受け付けた学部長候補適任者については、その氏名を別に定める日時・場所において公表し、直近の教授会に報告する。

(投票)

第6条 第3条に規定する投票については、前条で報告された学部長候補適任者を対象に、単記無記名式により投票を行い、得票数上位者が2人のみの場合は当該2人を学部長候補者とし、その他の場合は得票数上位3人を学部長候補者とする。

2 投票について、次の各号に該当する場合は無効とする。

(1) 一度の投票で複数の候補者に投票したもの

(2) どの候補者に投票したか判別できないもの

3 不在者投票は行わない。

(学部長候補者の決定)

第7条 教授会は、学部長候補者を推薦するに当たり被推薦者の同意を得た上で、学長に推薦する。

(学部長候補者の再推薦)

第8条 教授会は、学長が学部長候補者を学部長として適任でないと判断した場合は、再度、推薦を行うものとする。

(事務)

第9条 学部長候補者推薦の事務は、五福高岡地区事務部芸術系総務・学務課において処理する。

(その他)

第10条 この細則の実施に関し疑義が生じたときは、教授会で審議決定する。

附 則

この細則は、平成18年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年3月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年11月14日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。